

2 消費者教育の担い手と連携して行う実践的な消費者教育

消費者が、どこにいても消費生活について学べる機会を確保するためには、身近な場にいる消費者教育の担い手の存在が不可欠です。

そのため、既に家庭や学校、地域などのさまざまな場で消費者教育の担い手として活動している人々に対しては、より一層自覚をもって消費者教育に関わってもらえるよう働きかけていきます。

また、関係行政部局、大学、消費者団体、事業者・事業者団体などの多様な担い手との連携を図り、実践的かつ効果的に消費生活について学べる機会を提供していきます。

(1) 保護者

ア ポイント

- ① 子どもが消費者力を身につけるためには、幼いころから保護者が家庭で消費生活について手本となる行動を取ることが大切です。
- ② おこづかいを与えたり、買物を手伝わせることを通してお金の管理を教えたり、環境や食などに関する知識をしっかりと教えていくことが大切です。
- ③ 子どもを不慮の事故から守るためには、保護者が身近な物の正しい使い方を知っておく必要があり、製品等の安全に関する最新の情報を収集しておくことも大切です。
- ④ 子どもを消費者トラブルから守るためには、スマートフォンなどの新しい情報機器の使い方と危険性等の情報について、保護者もしっかり学ぶ必要があります。

① 取組方針

- ① お金の管理や環境・食などに関して、保護者が子どもに教育するためのさまざまな支援を引き続き行います。
- ② 身の周りの製品の安全に関する知識を学べるよう事故事例やリコール情報などを積極的に発信します。
- ③ インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者トラブルに遭わないよう正しい知識と危険性等の情報を提供します。
- ④ 保護者が子どもに対して、消費生活について教えるための知識が得られるよう、PTA活動等でも学習機会を提供できるよう働きかけを行います。

⑦ 取組例

○消費生活学習すごろくのインターネット配信

消費生活について家族で一緒にゲームをしながら楽しく学ぶことができます。



- アクセスは消費生活総合センターのホームページから

○施設見学を伴う体験型の消費者講座（再掲）

消費者団体や事業者とも連携し、施設見学等を行う体験型の消費者講座を実施しています。

子どもと保護者が一緒に現場で体験しながら学べる機会をこれからも提供していきます。



○区民ふれあいまつり等への消費者啓発ブースの出展

多くの市民が参加する地域のイベントにおいて、幼児から高齢者までが一緒に楽しく学べる機会を提供します。



○P T A活動における最新の消費生活情報の提供

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

P T A活動の場などにおいて、保護者に知ってほしい最新の消費生活情報を分かりやすく提供できるよう働きかけていきます。

○児童、生徒や保護者を対象とする携帯電話・スマートフォンの安心・安全な利用に関する講座等（再掲）

「携帯電話市民インストラクター」が、幼稚園・小学校・中学校・総合支援学校での家庭教育講座やP T A等が主催する研修会において、子どもを取り巻く「携帯電話・インターネット」問題の現状と課題、フィルタリング（有害サイト等の閲覧制限機能）の必要性やペアレンタル・コントロール（保護者による機能制限）の重要性、「スマートフォン」に関する危険性についての説明・啓発を行っています。

また、携帯電話会社から講師を招き、携帯電話の危険性、依存性、ルールやマナーについて学習する「ケータイ教室」を小学校・中学校・高等学校・総合支援学校で実施しています。

(2) 教職員

ア ポイント

- ① 学習指導要領で実施する小学生から高校生までの消費者教育では、次世代を担う子どもたちが消費者力を身につけるために、教員が授業等で分かりやすく伝えていくために必要な支援が求められます。
- ② 大学生になると消費者トラブルに遭う可能性がより高くなることから、トラブル防止のための実践的な教育を行う必要があります。また、効果的な教育を行うために、行政機関や消費者団体をはじめとした他の消費者教育の担い手が教職員をバックアップすることも有効です。

イ 取組方針

- ① 小・中学校・高等学校の教員には、学習指導要領で実施する体系的な消費者教育の授業に役立つよう、
 - 消費者問題に関する幅広い情報の提供
 - 消費者教育用視聴覚教材の紹介・利用の促進
 - 消費者教育のための研修の充実を行います。
- ② 大学の教職員には、学生の消費者トラブル防止のための情報を提供するとともに、講座の実施などを働きかけていきます。

ウ 取組例

○教員の資質・指導力向上に向けた研修の実施

各教科や食育、ＩＣＴ機器の活用等に関する教職員研修を実施するとともに、「総合教材ポータルサイト」（授業映像、研修映像、学習指導案の配信等）などのツールを活用して、情報発信しています。

○消費生活に関する図書・視聴覚教材の貸出し

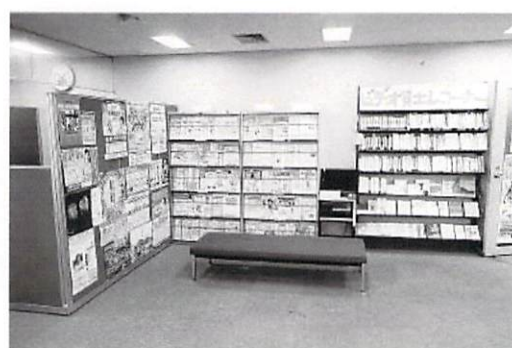
消費生活総合センターでは、消費生活に関するさまざまな図書や視聴覚教材を無料で貸し出しています。

消費者問題をはじめ、お金や環境、食などについて学べる図書や、若者に多い消費者トラブルの防止に関するＤＶＤなど、教職員が授業等でも活用できるような視聴覚教材を揃えています。

今後も、消費生活に役立つ図書や視聴覚教材を充実させていきます。



図書コーナー



視聴覚教材・パンフレットコーナー

○小学生向け消費者教育教材「クーリング☆オフマンと学ぼう！かしこい消費者になるために」の配布（再掲）

小学生が消費者トラブルについてアニメーションで楽しく学べるDVDを作成し、市内全小学校に配布しています。引き続き、授業等で使用してもらうよう働きかけていきます。

○消費生活専門相談員による出前講座の実施

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

特に、大学生が消費者トラブルに遭わないよう、入学時の早い段階で注意喚起していくことが重要であることから、出前講座の利用について、大学の教職員にも積極的に働きかけていきます。



大学での出前講座

(3) 高齢者・幼い子ども・障害のある人等の見守りを行う人々

ア ポイント

- ① 消費者被害に遭いやすい高齢者や幼い子ども、障害のある人などの見守り活動には、家庭や地域コミュニティでのきずなやつながりをいかした取組が大切です。
- ② 見守りを行う人々は、消費者被害を未然に防止するための消費生活に関する知識や情報などを日頃から身につけておくことが大切です。

イ 取組方針

- ① 消費生活総合センターを消費者教育推進の拠点として位置付け、消費者トラブルについて学べる場として積極的に周知します。
- ② 消費者団体や関係部局等とともにさまざまな消費生活講座を実施し、見守りを行う人々に必要な知識を積極的に提供します。
- ③ 地域コミュニティのニーズに合わせた学習機会を提供できる出前講座を積極的に実施します。

ウ 取組例

○消費者カパワーアップセミナーの実施（再掲）

消費者トラブルに遭わないために自ら調べ、学び、気づくとともに、身につけたことをいかし、更に周りにも伝えていく「自立した消費者」を目指して消費者力を高めるため、消費生活に関する最新の情報や暮らしに役立つ情報を専門家が提供する講座を実施しています。

今後も消費者問題への関心と理解を深めてもらうため、さまざまなテーマを設定して実施します。



●消費生活総合センター研修室で行っています。

○消費生活専門相談員による出前講座の実施

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員が、消費生活に関する契約上のトラブルや悪質商法の手口と対処法などについて、実際の相談事例に基づき、分かりやすく情報提供する出前講座を実施しています。

今後も、「京（みやこ）・くらしのサポーター」^{（※）}が悪質商法に関する寸劇を行い、消費生活専門相談員がその対処法について説明するなど、受講者が興味を持って受講できるような工夫を行っていきます。

※消費生活に関する啓発活動を推進する市民ボランティア



●京（みやこ）・くらしのサポーターによる
悪質商法の寸劇の様子です。

(4) 消費者団体

ア ポイント

- ① 消費者団体が行う消費生活情報の発信や講座の開催などの活動を支援することは、市民が消費生活について学ぶ機会を広げていくうえで重要です。
- ② 市民が消費生活について効果的に学ぶ機会を確保するためには、消費者団体と行政機関との間での緊密な連携が不可欠です。

イ 取組方針

- ① 消費生活講座等を連携して実施するなど、消費者団体の活動を支援します。
- ② 消費者団体に対して活動の場を提供します。
- ③ 消費者団体と定期的に消費者教育等に関する情報交換を行います。

ウ 取組例

○本市との連携事業等の推進

消費者力パワーアップセミナー、コンシューマーフェスティバルをはじめとした講座やイベントにおいて、連携して事業を行っています。

引き続き、消費者の視点に立って、消費者力向上のための自主的活動を推進している消費者団体に、講座等の企画・運営や講師派遣、イベント等への積極的な参加を依頼することにより、その活動を支援しつつ、互いに連携してアイデアを出し合いながら効果的な取組を実施していきます。



消費者力パワーアップセミナー



コンシューマーフェスティバルでの寸劇

○消費者団体懇談会

消費者団体との連携を強化することを目的に、各団体の取組の紹介や実施事業の報告などの意見交換を定期的に行っています。

○大学における消費者講座への講師派遣依頼

本市の費用負担により大学コンソーシアム京都で開設されており，単位互換制度を利用して多くの大学の学生等が消費者問題について学べる講座です。消費者団体には，消費者問題の専門家として講師派遣を依頼しています。

講師派遣に際しては，より多くの学生が興味をもって学べるよう，消費者団体と連携を図りながら，分かりやすく実践的な講座内容となるよう工夫していきます。

(5) 事業者・事業者団体

ア ポイント

- ① 事業者・事業者団体には、事業者の社会的責任の観点から、消費者教育や啓発事業を行っている団体が多くあります。それらの活動内容や取組を紹介することで、消費者と事業者との相互理解が深められます。
- ② 事業者やその従業員が、消費者の視点を持って事業を行うことは、消費者を尊重することになり、国際文化観光都市・京都においては観光で訪れる人々へのおもてなしの心にもつながります。

イ 取組方針

- ① 事業者・事業者団体と定期的に情報交換を行うとともに、消費者教育に関する各種イベント・講座等で、積極的な連携を図ります。
- ② 消費者の視点を持った事業展開を支援するため、事業者に対して、事業に伴う社会的責任に関する啓発講座を実施します。

ウ 取組例

○本市消費生活講座への講師派遣

事業者の専門的な知見が求められる内容の消費生活講座については、専門家の視点から分かりやすく説明してもらうために講師の派遣を依頼するなど、引き続き連携を図ります。



消費者カパワーアップセミナー

○コンシューマーフェスティバル

消費生活について市民に学んでもらう参加型イベントにおいて、各団体の特徴をいかしたステージでの発表や消費生活について楽しく学べるブースの出展を依頼するなど、引き続き連携を図ります。



- 幼児から高齢者までが一緒に楽しみながら学べるイベントを、さまざまな団体と連携して開催します。

○事業者向け出前講座

事業者が消費者の視点を持った社会的責任のある事業活動を行い、消費者とのトラブルを未然に防止するため、法律専門家を講師として、消費者に対する勧誘や消費者との契約などを適正に行うための啓発講座を引き続き実施していきます。



事業者向け出前講座

● 京都ならではの看板（屋外広告物） ●

京都市では、「歴史都市・京都」の景観を未来に継承していくため、平成19年9月から「新景観政策」を実施しています。

その中で、看板などの屋外広告物については、歴史都市・京都の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、美しい品格のある都市景観を形成するものとなるよう、屋上看板の全面禁止をはじめ、地域の特性に応じた「大きさ」、「色」、「表示できる高さ」などの基準を定め、景観規制を行っています。

現在では、それぞれの事業者が創意工夫を重ね、町並みに調和した看板を表示するなどの企業努力により、京都ならではの美しく品格のある都市景観が創出されています。

事業者はこのような景観保全の取組を通じて、社会的責任を果たすことで、消費者を尊重しているといえます。

消費者にとって広告は、物やサービスを選択し、購入する際の重要な判断材料です。派手で大きな看板（外見）ではなく、中身をしっかりと吟味し、本当に必要なもの、良いものを選択できる消費者を目指しましょう。

規制前



規制後



(6) 行政

ア ポイント

- ① 消費者教育は、消費者が消費生活に関する幅広い知識を学んで実践することが大切です
- ② そのためには、消費者、教職員、見守りを行う人々、消費者団体、事業者・事業者団体、警察、弁護士をはじめとした専門家、各関係部局などのさまざまな担い手と連携する必要がある、これらの担い手をつなぐ役割が重要です。

イ 取組方針

- ① 消費生活総合センターがコーディネーターとなって関係者間で連携・協働して取組を推進するよう努めます。
- ② 消費生活総合センターが消費者教育の活動拠点となり、さまざまな担い手と連携して講座やイベント等を実施するなど、消費者教育推進の中核としての役割を果たしていきます。

ウ 取組例

○消費者教育に従事する職員の資質向上のための研修

消費生活総合センターにおいて、消費者教育に従事する職員を専門的な研修に派遣して資質の向上を図ることにより、出前講座やイベント等において充実した消費者教育が行えるよう努めます。

○消費生活に関する貸出し用図書・視聴覚教材の充実（再掲）

消費生活総合センターでは、消費生活に関するさまざまな図書や視聴覚教材を無料で貸し出しています。

消費者問題をはじめ、お金や環境、食などについて学べる図書や、悪質商法のトラブル防止に関するDVDなどの視聴覚教材を揃えています。

今後も、消費生活に役立つ図書や視聴覚教材を充実させていきます。

○消費生活に関する講座等の開催

消費者団体、事業者・事業者団体、専門家等とも連携し、消費生活に関するイベントや講座を実施しています。

今後も、その時々状況に応じて多様なテーマを設定し、消費者が興味を持って

参加できる企画となるよう工夫していきます。また、各担い手の特徴をいかした講師派遣やブース出展などにより、イベントや講座を協働して開催していきます。

- ・消費者カパワーアップセミナー
- ・動く消費者講座
- ・コンシューマーフェスティバル
- ・落語による消費者講座

○消費者教育推進のつどい

今後も消費者、消費者団体、事業者・事業者団体などが実施している活動を発表する場を設け、取組の輪を広げていきます。



- 平成 26 年 9 月に京都府と共同開催。

第 1 部では、学生サークル、消費者団体、事業者・事業者団体、京都市小学校家庭科教育研究会が事例発表を行いました。また、第 2 部では、「消費者教育をどうすすめるか」をテーマとしたシンポジウムを行いました。